

## 借 用 証 書

金 \_\_\_\_\_ 円也 (貸付番号 高額医療・出産 第 \_\_\_\_\_ 号)

上記金額を岡山市町村職員共済組合組合員貸付規程を承知の上、下記の条項により借用しました。

### 記

- 1 利息は付さないこととする。
- 2 この貸付金の償還は、当該貸付に係る高額療養費又は出産費等が支給される際に当該支給される額により償還するものとする。ただし、当該支給される額が当該償還額より少ないときは、その差額は理事長が別に指定する日までに償還するものとする。

平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

岡山市町村職員共済組合理事長 殿

借受人 所属所名 \_\_\_\_\_

組合員証番号 \_\_\_\_\_ 第 \_\_\_\_\_ 号

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

(注) 1. 借用の日付、貸付番号は記入しないでください。

2. 借受人の印は必ず、印鑑登録証明書記載の印鑑を押印すること。